

# Abeanary 通信

## ～トピックス～

1. 代表取締役等住所非表示措置の創設 – 10月から非公開可能に！
2. 税務カレンダー（2024年7月、8月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介

## 経営者の名言シリーズ

他社がまねするような商品をつくれ

早川徳次（シャープ創業者）

※経営者100の言葉より引用

### 代表取締役等住所非表示措置の創設 – 10月から非公開可能に！

#### ◆登記の社長住所を非公開にできる制度創設

令和6年4月16日の商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号）により、代表取締役等住所非表示措置が令和6年10月1日から施行されることとなりました。この措置は、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」といいます）の住所の一部を登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービス（以下「登記事項証明書等」といいます）に表示しないこととする措置です。

平たくいうと、これまで登記簿謄本で表示されていた社長の自宅住所を、一定の要件の下、表示しないようにする制度です。ただし、最小行政区画＝市区町村まで（東京都においては特別区まで、指定都市においては区まで）は記載されます。

#### ◆代表取締役等住所非表示措置の要件

代表取締役等住所非表示措置を講ずることを希望する者は、登記官に対してその旨申し出る必要があります。この申出は、設立の登記や代表取締役等の就任の登記、代表取締役等の住所移転による変更の登記など、代表取締役等の住所が登記されることとなる登記の申請と同時にする場合に限りすることができます。そのため、住所の非表示だけを求めているの申し出はできません。なお、申

し出に際しては、株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便により送付されたことを証する書面等の添付が必要となります。

#### ◆非表示のデメリットも事前考慮が必要です

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合には、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなるため、金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じたり、不動産取引等に当たって必要な書類（会社の印鑑証明書等）が増えたりするなど、一定の支障が生じることが想定されます。

そのため、代表取締役等住所非表示措置の申出をする前に、このような影響があり得ることについて、慎重かつ十分な検討が必要です。

顧問の税理士や司法書士などと今後の事業展開とその際の非表示の影響をよく話し合っの検討をお勧めします。



## 2024年7月の税務

7月10日

●6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

7月31日

●所得税の予定納税額の減額申請  
●所得税の予定納税額の納付（第1期分）  
●5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞  
●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞  
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）  
●消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞  
●消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付（7月中において市町村の条例で定める日）

## 2024年8月の税務

8月13日

●7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月2日

●6月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞  
●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞  
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞  
●12月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞  
●個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

○個人事業税の納付（第1期分）（8月中において都道府県の条例で定める日）

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）（8月中において市町村の条例で定める日）

## おすすめ書籍のご紹介

### なぜ働いていると本が読めなくなるのか



ジャンル	リベラルアーツ	トレンド
著者	三宅香帆	
出版社	集英社	
出版日	2024年04月22日	
評点		
総合	3.8	4.0
革新性	4.0	3.5
明瞭性	4.0	
応用性	3.5	

現代日本において、「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」という書名を目にして、「自分のための本ではない」と思える人はいったいどれだけいるだろう。たとえいたとしても、「本が読めなくなる」を「映画が観られなくなる」や「推しの最新情報を追いきれなくなる」に置き換えたとしたら、反応は変わってくるはずだ。

著者の三宅香帆氏は文芸評論家として活躍し、文章術などの発信でも多大なる支持を集める人物だ。三宅氏は、大学院在学中にデビュー作『人生を狂わす名著50』を上梓した、筋金入りの本好きだ。だがそんな著者でさえ、働き始めると、スマホを見る時間はあるのに本が読めなくなったという。その経験をネットに綴ると共感の声が多く寄せられ、「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」という問いを設定するに至ったそう。

本書では、近代以降の日本における働き方と読書の関係に注目しながら、この問いの答えを導き出していく。最後に提示される結論と「働きながら本を読める社会」を実現するための提案は、鮮やかでやさしい。おそらく多くの人が納得し、拍手喝采を送るはずだ。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント  
税理士法人 アビーナリーマネジメント  
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811  
仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー7F  
TEL: 022-225-5090  
FAX: 022-225-5091